

まぐろはえ縄船における労働問題解決に向けた OPRT 決議

所属メンバーが世界で刺身マグロの生産、流通及び消費に関わっている OPRT は、

OPRT が、国際的かつ社会的責任に沿ってマグロ漁業の持続的発展及びマグロ產品の安定供給に寄与するという目的を掲げ、過去 20 年間ビジネスを行ってきたことを確認し、

近年、漁船上の労働問題がより多くの注目を集めるようになっており、漁船上の人権侵害に関する多くのニュースや報告が出ていることを認識し、

遠洋マグロはえ縄漁船は、労働問題が起こりやすい業種の一つであると認識されていることに留意し、

主要な取り扱い会社が、水産物を買い付ける際に持続的かつ社会的に責任のある調達方針を導入していること、及び労働問題があるものを含めて無責任で不適切な水産物は国際市場から排除される可能性があることを懸念し、

WCPFC が労働問題を議論してきており、ICCAT も議論をすでに開始し、他のマグロ RFMO もこれに追随する可能性があることを想起し、

OPRT メンバーの中には遠洋マグロはえ縄漁船上の労働問題解決に向けてすでに対策を講じているものや講じようとしているものがいることを認識し、

責任あるまぐろ漁業を推進する組織として、OPRT は、RFMO における議論とは別に、遠洋マグロはえ縄漁業の労働問題解決に向けて、適切にかつ集団的に対策を講じていくべきこと、及びそのために 2022 年 3 月 7 及び 8 日に、労働問題解決に向けたワークショップを開催したことを確認し、

当該ワークショップが、OPRT が 2022 年 6 月の総会において労働問題に関する決議の採択に向けて作業を行い、当該決議は OPRT メンバーが本件問題に取り組んでいく意図を世界に発信するために使用されることに合意したことを想起し、

2022 年 6 月 21 日に開催された通常総会で以下を決議した。

1. 雇用者及び被雇用者の双方が、雇用契約について共通の理解を持ち、そのために入材派遣会社は船員に対して雇用条件を説明すること。
2. 船員に対して安全安心な労働環境が提供されること。

3. 人材派遣会社に対して、下船後、船員に直接コンタクトして、船員の待遇について聞き取りを行い、必要に応じて雇用者に伝えるよう要請すること。
4. 良質及び十分な量の食事・飲料が外国人を含む船員に与えられること。
5. 船上の基本的な医療措置及び緊急の場合の陸上病院への搬送が提供されること。
6. 雇用者は船員の病気、怪我、及び死亡に対する保険をかけること。
7. 雇用者は定期的なかつ適切な給与と諸費用を契約に従い船員に支払うこと。
8. 船上における衝突・事故が適切に処理され報告されること。
9. 船長又は漁労長は、船上で船員が死亡した時及び船員が入院した時は、船員の家族及び雇用者に報告すること、特に死亡の場合は、当該事件をどう扱うかについて必要に応じて当局の指示を仰ぐこと。
10. 船員が行方不明となった場合には漁船は最低 72 時間捜索すること。
11. 可能であれば、当局に対して以下を検討するよう要請すること。
 - (1) 深刻かつ恒常的な案件については介入し、調査すること
 - (2) 不適切な事例があったかどうかを知るために、下船後、船員に聞き取り調査を行うこと
 - (3) 労働者の権利保護のために、自国領域内に存在する人材派遣会社の活動を監督すること